

山梨県公報

第二百六十七号

令和四年

三月十日

木曜日

目次

○令和三年度の自衛官募集	七七
○保安林の指定の予定	七七
○土地改良区の定款の一部変更の認可	七七
○土地改良区の解散の認可	七七
○令和四年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等	七八
○県営土地改良事業の工事の完了(二件)	七九
○基本測量の実施	七九
○山梨県警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	七九
○特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則	八〇

告示

山梨県告示第四十六号
自衛隊法施行令(昭和二十九年政令第七十九号)第百十四条、第百七十七条第一項及び第百十八条の規定により、令和三年度自衛官候補生として採用する自衛官の募集期間、試験期日並びに試験場の名称及び位置を次のとおり告示する。
令和四年三月十日

自衛官候補生

山梨県知事 長崎 幸太郎

募集期間	令和四年三月十一日(金)	試験期日	令和四年三月十二日(土)	試験場の名称及び位置	自衛隊北富士駐屯地 南都留
------	--------------	------	--------------	------------	---------------

一)まで

郡忍野村忍草三千九十三番地

山梨県告示第四十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。
令和四年三月十日

山梨県知事 長崎 幸太郎

- 保安林の所在場所 甲州市大和町初鹿野字火造口一〇七九、一〇八一から一〇八四まで、字大見山四七二八の五、四七二八の七、四七二九から四七三二まで、四七三二の二、四七三三、四七三四、四七三四の一、四七三五、四七三六、四七四〇、四七四五、四七四七、四七五〇、四七五一、四七五六、四七五八から四七六一まで
- 指定の目的 土砂の流出の防備
- 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 次の森林については、主伐は、択伐による。
字大見山四七三〇・四七三二の二・四七五一・四七五六(以上四筆について次の図に示す部分に限る。)
 - その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
〔「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び甲州市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

山梨県告示第四十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、令和四年三月一日南アルプス土地改良区の定款の一部変更を認可した。
令和四年三月十日

山梨県知事 長崎 幸太郎

山梨県告示第四十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第六十七条第二項の規定により、令和

四年三月二日桜井土地改良区の解散を認可した。

令和四年三月十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県告示第五十号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「令」という。）第百六十七条の五第一項及び第百六十七条の十一第二項の規定に基づき、令和四年度において県が発注する物品の購入、製造の請負その他の契約（建設工事の請負並びに建設工事に係る測量、調査、設計及び監理の委託並びに土木施設（道路、河川、公園、下水道施設その他別に定める施設をいう。）の維持管理業務についての契約を除く。）に係る競争入札のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される調達契約に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）等について次のとおり定め、令和四年四月一日から適用する。

令和四年三月十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 競争入札に参加することができる者
競争入札に参加することができる者は、次のいずれにも該当しない者で、競争入札の参加資格に関する審査（以下「資格審査」という。）を受け、競争入札参加資格を有すると認められたものとする。
 - 1 令第百六十七条の四第一項各号（令第百六十七条の十一第一項において準用する場合を含む。）のいずれかに該当する者
 - 2 令第百六十七条の四第二項（令第百六十七条の十一第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により競争入札に参加させないこととされた者であつて、令第百六十七条の四第二項の規定により定められた期間を経過していないもの
 - 3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であつてその役員が暴力団員であるもの（令第百六十七条の四第一項第三号に該当する者を除く。）
 - 4 県税（個人県民税を除く。）並びに消費税及び地方消費税を滞納している者
 - 5 営業に関し、許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けていない者
 - 6 資格審査の申請を行う日の属する月の初日（以下「審査基準日」という。）において、引き続き二年以上営業を営んでいない者

- 7 物品等に係る競争入札に参加する者に必要な資格等（令和三年山梨県告示第六十七号（以下「令和三年告示」という。））に掲げる契約の種類及び種目（以下「契約の種類等」という。）のうち、競争入札参加資格を受けようとする契約の種類等に係る営業を営んでいることが確認できない者
 - 8 契約の履行にあたり必要な機器等を所有（リースの場合を含む。）していない者
- 二 資格審査の申請の方法
- 1 資格審査を受けようとする者は、別に定める物品等競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）及び誓約書に次に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。
 - (一) 法人の登記事項証明書（法人の場合）
 - (二) 身分証明書（個人の場合）
 - (三) 印鑑証明書
 - (四) 財務諸表（法人にあつては審査基準日の直近の貸借対照表及び損益計算書、個人にあつては審査基準日の直前に提出した所得税確定申告書の写し）
 - (五) 納税証明書（審査基準日の直近の全ての県税（個人県民税を除く。）及び消費税に係るもの）
 - (六) 営業に関し許可、認可等が必要とされる場合は、それを証明する書面
 - (七) 返信用封筒（長形三号）（送付先を記載し、八十四円分の郵便切手を貼付）
 - 2 申請書及び添付書類は、七に掲げる場所にあらかじめ連絡の上持参すること。
 - 3 申請書及び添付書類は、日本語で作成しなければならない。
 - 三 競争入札参加資格の有効期限
競争入札参加資格の有効期限は、競争入札参加資格を認定した日から令和五年三月三十一日までとする。
 - 四 変更等の届出
競争入札参加資格を有すると認められた者は、その資格の有効期間中に次に掲げる事項に変更があつたとき又は営業を休止し、若しくは廃止したときは、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。
 - 1 商号又は名称
 - 2 法人にあつては代表者又は役員の職及び氏名、個人にあつては氏名
 - 3 代理人として指定され、競争入札、見積り及び契約に関する一切の権限を委任されている者の氏名
 - 4 所在地又は住所（代理人の所在地又は住所を含む。）
 - 5 電話番号
 - 6 使用印鑑

7 資本金（法人の場合に限る。）

8 競争入札への参加を希望する契約の種類等及び順位

9 その他営業内容に関する重要な事項

五 競争入札参加資格の取消し

競争入札参加資格を有すると認められた者が、次のいずれかに該当することが判明したときは、知事はその競争入札参加資格を取り消すことができる。

1 一のいずれかに該当する者となったとき。

2 虚偽又は不正な方法により競争入札参加資格を受けたことが明らかになったとき。

3 競争入札参加資格の認定を受けた契約の種類等に係る営業の全部を廃業したとき。

4 その他知事が必要と認めたとき。

六 競争入札参加資格の有効期間の更新手続

県において競争入札が見込まれる年度に競争入札に参加する者に必要な資格等について公示するので、当該公示に基づき申請書類を提出すること。

七 競争入札参加資格に関する文書を手入するための手段

資格審査の申請に係る様式等は、山梨県出納局管理課（郵便番号四〇〇一八五〇一 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 電話〇五五―二二三―一三九五）にあらかじめ連絡の上請求して入手すること。

八 その他

令和三年告示に基づき競争入札参加資格を有する者は、この告示に基づく競争入札参加資格を有する者とみなす。

公 告

● 県営土地改良事業の完了

県営土地改良事業（牛久保地区用排水施設等整備事業）の工事は、令和三年十二月十日をもって完了した。

令和四年三月十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

● 県営土地改良事業の工事の完了

県営土地改良事業（釈迦堂地区基幹農道整備事業）の工事は、令和三年三月二十五日をもって完了した。

令和四年三月十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

● 基本測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第一項の規定により国土地理院の長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知を受けたので、同条第三項の規定により公示する。

令和四年三月十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 測量の種類 基本測量（機動観測）

二 測量の地域 山梨県富士吉田市、南都留郡鳴沢村

三 測量の期間 令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで

人事委員会

山梨県人事委員会規則第一号

山梨県警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年三月十日

山梨県人事委員会

委員長 長 信 田 恵 三

山梨県警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

山梨県警察職員の給与に関する規則（昭和三十二年山梨県人事委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

別表第七本部の項中「県民広報相談センター所長」を「被疑者取調べ監督室長

に、「留置管理室長」を「留置管理室長

地域指導室長」に、「山岳警備安全対策隊長」を「山岳警備

安全対策隊長」に、「検視指導室長

犯罪捜査指導支援室長」を「犯罪捜査指導支援室長

官」を「航空隊長

調査官」に改める。

附 則

この規則は、令和四年三月十八日から施行する。ただし、別表第七本部の項の改正規

定（「山岳警備安全対策隊長
航空隊長」を「山岳警備安全対策隊長」に、「調査官」を「航空隊長」に改める部分に限る。）は、同年四月一日から施行する。

山梨県人事委員会規則第二号

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年三月十日

山梨県人事委員会

委員長 信 田 恵 三

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

特殊勤務手当に関する規則（昭和四十六年山梨県人事委員会規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

第三十二条の十六第一項中「その」を「クロスボウ（以下この項において「銃器等」という。）又は銃器等の」に改め、同項第一号、第二号及び第四号から第六号までの規定中「銃器」を「銃器等」に改める。

附 則

この規則は、令和四年三月十五日から施行する。